

引越し補助金の受付が
延長になったっぴ！



町内に帰還される皆様へ

避難先から町内のご自宅へ帰還された方や曲田・栄町団地に入居された方には、引越しにかかった費用の一部を補助する町の事業をご存知ですか？

町内への引越しが完了し、必要な要件を満たしている方は、補助金を申請することができますので、是非ご活用ください。

●補助額

	県内からの帰還	県外からの帰還
単身世帯	最大 8万円 基礎補助:3万円 + 追加補助:5万円	最大 10万円 基礎補助:5万円 + 追加補助:5万円
複数世帯 (2人以上)	最大 10万円 基礎補助:5万円 + 追加補助:5万円	最大 15万円 基礎補助:10万円 + 追加補助:5万円

※ 引越し業者等を利用しなかった場合は、**基礎補助分のみ支給**されます。

●申請をする前に行うこと（窓口は役場住民課）

町内居住届の提出

仮設・借上げ住宅にお住まいだった方は退去の手続き

（一部の方が仮設・借上げ住宅に残る場合は申請できません）



●申請に必要なもの

申請書類（窓口でお渡しします）、印鑑、銀行通帳の写し

領収書または請求書（業者に引越しを依頼した場合）

※ **申込期限は2020年3月末まで**

受付・問合せ窓口

富岡町役場 住民課 生活支援係 0240-22-2111